木耐協あんり、漁業部ので、大利の大力を持ちます。

【総合補償制度】



木耐協あんしん倶楽部とは?

木耐協に加盟している組合員の事業発展のために必要な事業を行い、会員相互の親睦、福利厚生の増進を図ることを目的とする組織です。 会員資格は、木耐協の会員とします。



木 耐 協 あ ん し ん 倶 楽 部 事 務 局 引受保険会社: Chubb損害保険株式会社

木耐協あんしん倶楽部

総合補償制度 **賠償責任保険**



木耐協に加盟の組合員様の工事におけるリスクを補償致します。

賠償責任保険の内容

1. 工事作業中の賠償責任

建設工事等の工事請負業者が、請負工事の作業中に、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金をお支払いします。

2. 工事完成後の賠償責任

建設工事等の工事請負業者が、請負工事を終了し、発注者に引渡した後に、その工事の結果が原因で他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金をお支払いします。

3. 施設・昇降機の賠償責任

事務所や資材倉庫などの所有・使用(管理)する施設ならびに昇降機に起因して他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負ったときに保険金をお支払いします。

保険金支払い対象となる主な事故例





お支払い金額 774万円

屋根葺き替え中の養生が甘く、2階全体と1階半分が雨で水浸しになった



お支払い金額 19万円

リフォーム現場で作業中に冷蔵庫に 傷を付けてしまった





ビル2階に設置した浄水器から半年 後に漏水し、階下に被害が発生。



お支払い金額 **44**万円

設置した棚が施工不良により落下し、テレビやカメラなどを破損させてしまった。





お支払い金額 40万円

資材置場に置いていた鉄板が強風 で飛び、隣家の車を破損させた。



お支払い金額 17万円

打合せのため来店したお客様が濡れ ていた床で転倒してケガをした。

上記のような事故の結果、組合員が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

支払限度額 (保険金額と自己負担額) 対人・対物・人格権侵害共通で 1事故・保険期間中 免責金額(自己負担額)1事故につき5万円

2億円

<木耐協あんしん倶楽部 総合補償制度のメリット>

- ●個別に加入するよりも割安な保険料で加入できます。
- ●保険料は経費として、全額損金処理が可能です。
- ●1件1件の工事ごとに毎回保険手続きする必要はないので、後で手続きを忘れて困ることはありません。
- ●直近の会計年度の完成工事高で保険料を算出しますので、契約手続きが簡単です。

建設工事保険(基本プラン)の内容

保険期間内における建築工事の着工から完成・引渡しまでの間に、建築現場・現場資材置場での建築対象住宅、資材、仮設工事の目的等に生じた、不測かつ突発的な事故による物的損害を補償します。 【保険の対象】工事現場における以下のものとなります。

- ①工事の対象物
- ②①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の目的物
- ③工事用仮設物(電気配線、配管、電話、伝令設備、照明設備および保安設備)
- ④工事用仮設建物(現場事務所、宿舎、倉庫などで、恒久的な建物は除きます。)
- ⑤工事用仮設建物に収容されている什器・備品(家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。)
- ⑥工事用材料および工事用仮設材

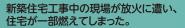
保険金支払い対象となる主な事故例

建設工事中の建築物・工事用材料・仮設物に生じた<mark>火災、盗難、水災等による事故</mark>および設計・施工の欠陥を原因として保険の対象に生じた損害(欠陥の除去費用を除きます。)を補償します。











お支払い金額 35 万円

新築工事現場に置いていたサッシなど の資材が盗まれてしまった。

支払限度額 (保険金額と自己負担額)

各工事の請負金額

建設工事保険【総括契約 特約(フルカバー用)·水災 危険補償特約付帯】 工事対象物共通で1事故・保険期間中 免責金額(自己負担額)1事故につき2万円 ※ただし、火災・落雷・破裂・爆発による損害は免責0円

メインテナンス期間に関する特約(フル・メインテナンス)(任意付帯)/オプション

工事の対象物の引渡し後の保証期間中(引渡し後12ヶ月まで)については、貴社が負うべき保証責任のうち、不測かつ突発的な次に掲げる事故によって、引渡しの完了した保険の目的に生じた損害に対して、保険金をお支払いいたします。本特約は任意にお選びいただけます。

- ◆被保険者(発注者を除きます。)が工事の請負契約書に従って行う補修作業の拙劣 または過失による事故
- ◆保険の対象についてその引渡し前の工事期間中に工事現場において発生した施工の 欠陥による事故

支払限度額 (保険金額と自己負担額)

復旧費ー残存物価額+損害の拡大防止・軽減費用ー被保険者自己負担額 1回の事故につき、当該対象工事の請負金額を限度としてお支払いします。

この特約の免責金額(自己負担額)は、1事故につき 50万円または損害額の20%のいずれか高い額となります。

切り替えていただいたお客様の声

木耐協組合員1,000社のスケールメリットにより、経費を大幅削減! さらに経費削減だけでなく補償も充実!



«01

補償内容が手厚くなった。

« 02

保険料が大幅に安くなった。

« 03

福利厚生のサービスが受けられるようになった。

«04

今まで物件毎に保険の契約をしていたが、 年間契約になって事務手続きが楽になった。

保険期間 工事賠償責任保険·建設工事保険

<保険期間 >

2019年2月1日午後4時から2020年2月1日午後4時までの1年間 ※中途加入も可能ですが、保険の終期は2020年2月1日までとなります。

御見積からお申し込み手続きまで

見積依頼(FAX)

下記の書類をFAXしてください。

- 見積依頼シート
 - 把握可能な直近の決算書の中から損益計算書(売上高)の載っているページ
 - 個人事業主の方は所得税の確定申告書

見積回答(ご検討)

事務局より入会依頼書をFAXでお送りします。 内容をご検討ください。

お振込み

入会依頼書に記載された指定の期日までにお振込みください。 あわせて入会依頼書に必要事項を記入の上、FAX にてお送りください。

お手続き完了

ご入金と入会依頼書のFAX送信にてお手続き完了となります。

事務局より送付

補償開始月の上旬に加入者証とCLUB SPASSのご案内を致します。 (大切に保管ください)

木耐協あんしん倶楽部 年会費(保険料)



直近の「損益計算書」または 「所得税の確定申告書」の添付をお願いします。

【郵送先】 木耐協あんしん倶楽部事務局

〒332-0002 埼玉県川口市弥平2-20-3

[FAX] 048-224-8431

【Eメール】 jimukyoku@mokutaikyo.com



賠償責任保険(企業用)建設プロ総合賠償責任拡張補償特約(基本プラン用)付帯

【賠償に関する補償】

次のような事故によって他人の身体障害または財物損壊を発生させたことによって、被保険者が法律上の賠償責任を 負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

【工事中の事故】

請負工事等の仕事の遂行に起因する事故。

【工事完成後の事故】

仕事の結果に起因して、仕事の終了後に生じた事故。

【施設・昇降機の事故】

記名被保険者が所有、使用または管理する施設に起因する事故、および昇降機に起因する事故。

お支払いする保険金

■ 被害者にお支払いする法律上の損害賠償金■ 訴訟の際の裁判費用、弁護士費用など■ 被害者に対する応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用■ 弊社への協力のために支出した費用や求償権の保全または行使のために要した費用。

保険金をお支払いできない主な場合

【工事中・工事完成後・施設・昇降機の事故】

- ■保険契約者、被保険者の故意 ■戦争、変乱、暴動、騒じょう等 ■地震、噴火、洪水、津波等の天災
- ■他人との間に特別の約定があり、その約定によって加重された賠償責任
 ■被保険者の同居の親族に対する賠償責任
- ■被保険者の使用人が業務中に被った身体障害に起因する賠償責任 ■環境汚染等 ■石綿等の有害な特性
- ■核燃料物質による事故

補償の対象となる事故

【工事中・工事完成後・施設・昇降機の事故】

■ 初期対応費用補償条項

保険事故または保険事故と思われる事故によって他人の身体障害等または財物損壊等が発生した場合に支出する、写真撮影費用、従業員を事故現場へ派遣するための交通費・宿泊費、通信費の費用をお支払いします。

(上記のうち見舞費用部分)

保険事故または保険事故と思われる事故によって他人の身体障害等 または財物損壊等が発生した場合の見舞金または見舞品の購入費用 をお支払いします。

■ 訴訟対応費用補償条項

第三者からの損害賠償請求訴訟に対応するために支出する、文書作成費用、使用人の超過勤務手当、事故の再現実験費用、増設コピー機のリース費用等の費用をお支払いします。

■ 事故現場後片づけ費用補償条項

保険事故または保険事故と思われる事故によって他人の財物損壊が 発生した場合に支出する、損壊した財物の後片づけ費用をお支払い します。

■ 財物の使用不能損害補償条項

事故によって他人の財物を損壊させることなく使用不能にしたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る 損害について保険金をお支払いします。

■ 人格権侵害賠償責任補償条項

過失によって他人の人格権を侵害したことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

【施設の事故】

■ 漏水危険補償条項

給排水管、暖冷房装置、消火栓等からの水の漏出、スプリンクラーからの内容物の漏出等による事故に対しても保険金をお支払いします。 【工事中の事故】

■ 管理下財物損害補償条項

工事場内において使用もしくは管理する他人の財物を直接作業が加えられていた他人の所有する部分を含め損壊したことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

■ 工事場内建設用工作車危険補償条項

工事場内における建設用工作車に起因する賠償事故についても 保険金の支払い対象とします。

【工事完成後の事故】

■ 仕事の目的物損壊補償条項

仕事の結果に起因して、仕事の終了後に生じた事故において、他人の身体障害または財物損壊が発生した場合に仕事の目的物等の損壊 自体に対する賠償責任を負担することによって被る損害について 保険金をお支払いします。

補償の対象とならない事故

【工事中の事故】

- ●地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事故。 ◎土地の沈下・隆起・移動・振動もしくは土砂崩れに起因する 土地、土地の工作物、植物等の損壊
- ◎土地の軟弱化もしくは土地の流出・流入に起因する地上の 構築物等、土地の損壊
- ◎地下水の増減
- ●被保険者の下請負人またはその使用人の身体障害に起因 する賠償責任

【工事完成後の事故】

- ●仕事の結果が意図した効能または性能を発揮できなかったことによる事故
- ●回収措置に要した費用
- ●被保険者の故意または重大な過失により法令に違反して 行った什事の結果等

【施設の事故】

- ●屋根、扉、窓、通風筒から入る雨または雪等の侵入または 吹込みによる財物損壊
- 財物の使用不能損害補償条項

次のいずれかに起因する損害賠償

- ●被保険者または被保険者の従業員が所有等する財物の 使用不能
- ●回収措置の実施に伴って発生する使用不能
- ●仕事の目的物自体の使用不能

【工事中・施設・昇降機の事故】

■ 人格権侵害賠償責任補償条項

次のいずれかに起因する損害賠償

- ●被保険者の了解、同意もしくは指図に基いて行われた犯罪 行為
- ●被保険者による採用、雇用、解雇に関して行われた行為
- ●保険期間前から継続または反復して行われた行為
- ●広告宣伝活動、放送活動または出版活動

■ 管理下財物損害補償条項

【次の財物に対する損害】

- ●被保険者が所有または賃借する財物
- ●被保険者が所有または賃借する施設内に組立、修理、 加工等のために受託している財物
- ●工事場内における次のもの。
- ●工事に使用中の機械、器具、道具等
- ●工事に使用される材料、資材、部品等
- ●通常避けられない変色、磨耗、縮み、品質劣化等
- ●仕事の終了後に発見された財物損壊

【各補償項目における支払限度額及び免責金額】

補償項目	支払限度額		免責金額
初期対応費用	1事故·保険期間中限度額	1,000万円	0円
(上記のうち見舞費用)	被害者1名限度額	10万円	0円
訴訟対応費用	1事故·保険期間中限度額	1,000万円	0円
事故現場後片づけ費用	1事故限度額	50万円	0円
	保険期間中限度額	1,000万円	0円
漏水危険	1事故·保険期間中限度額	2億円	5万円
管理下財物損害	1事故·保険期間中限度額	2億円	5万円
上記のうち直接作業部分	1事故·保険期間中限度額	500万円	5万円
仕事の目的物損壊	1事故·保険期間中限度額	500万円	5万円
財物の使用不能損害	1事故·保険期間中限度額	500万円	5万円
工事場内建設用工作車危険	1事故·保険期間中限度額	2億円	5万円
人格権侵害賠償責任	1事故·保険期間中限度額	1,000万円	5万円

上記補償項目によりお支払いする保険金は、保険証券記載の総支払限度額に算入します。

建設工事保険 総括契約特約(コルカバー用)·水災危険補償特約 付帯

【建物に関する補償】

保険金をお支払いする主な場合

次のような事由によって生じた損害について保険金をお支払いします。

- 火災 破裂・爆発
- 盗難● 落雷·暴風雨
- 車両の衝突、航空機の墜落
- 高潮、洪水(こうずい)、内水氾濫または豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れ
- 寒気、霜、氷または雪による不測かつ突発的な事故

お支払いする保険金

損害保険金、残存物取片づけ費用保険金、臨時費用保険金をお支払いします。

- 損害保険金 = (損害額 + 損害防止費用 控除額)
 - ただし保険金額を限度とし、保険金額が請負金額より低い場合には保険金が削減されます。
- 残存物取片づけ費用保険金は、損害保険金の6%に相当する額の範囲内でお支払いします。
- 臨時費用保険金は、損害保険の20%に相当する額を1回の事故について100万円を限度としてお支払いします。 ※「高潮、洪水(こうずい)、内水氾濫または豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れ」の場合は、残存物取片づけ費用保険金、 臨時費用保険金および損害防止費用はお支払いの対象外です。
 - ※詳細は約款をご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者・被保険者・工事現場責任者による故意、重過失、法令違反によって生じた損害
- 風・雨・雹(ひょう)・砂じんの吹込みによる損害
- 保険の対象の自然消耗による損害
- 設計、施工の欠陥の除去費用
- 戦争、暴動などの事変によって生じた損害
- 公共機関による差押え・没収によって生じた損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波による損害
- 湧水の止水または排水費用

メインテナンス期間に関する特約(フル・メインテナンス)(任意付帯)

【保険金額】工事の請負金額

【免責金額(自己負担額)】50万円または損害額の20%のいずれか高い額

お支払いの対象となる主な事故

工事の対象物の引渡後の保証期間中(引渡後12ヶ月まで)については、貴社が負うべき保証責任のうち、不測かつ突発的な次に掲げる事故によって、引渡の完了した保険の目的に生じた損害に対して、保険金をお支払いいたします。

- ◆被保険者(発注者を除きます。)が工事の請負契約書に従って行う修補作業の拙劣または過失による事故
- ◆保険の対象についてその引渡前の工事期間中に工事現場において発生した施工の欠陥による事故

保険責任期間

本特約を付帯された場合の保険責任期間の終期は、保険の対象の引渡し後12ヶ月が経過した時または請負契約上の保証責任が満了した時のいずれか早い時までとなります。

お支払いする保険金

引渡し後12ヶ月以内の保証期間中における不測かつ突発的な事故によって、保険の対象に生じた損害に対して、以下の保険金をお支払いいたします。

お支払いする保険金(支払限度額) = 復旧費ー残存物価額+損害の拡大防止・軽減費用ー被保険者自己負担額 ※1回の事故につき、当該対象工事の保険金額を限度としてお支払いいたします。

(1) 復旧費

損害発生直前の状態に復旧するために直接要する修理費および修理に必要な点検または検査の費用をいいます。

- *復旧費は、請負金額を構成する費目ごとの積算単価・数量によって計算した額を基礎として定めます。
- また、次に掲げる費用は復旧費に含みません。
- ①仮修理費。ただし、本修理の一部をなす費用は復旧費に含みます。
- ②模様替または改良による増加費用
- ③保険の対象の損傷復旧方法の研究費用または復旧作業の休止もしくは手待ち期間の手待ち費用
- (2)残存物価額

損害の生じた保険の対象の残存物の価額をいいます。

(3) 損害の拡大防止・軽減費用

損害の拡大防止または軽減のために必要かつ有益な費用(ただし、引受保険会社が承認したものに限ります。)をいいます。

(4)被保険者自己負担額

50万円または損害額の20%のいずれか高い額となります。

お支払いの対象とならない主な損害

<引渡し後の保険の対象に生じた損害>

建設工事保険のお支払いの対象とならない主な損害に加えて、次の損害に対しては保険金をお支払いいたしません。

- ■被保険者が法律上または工事の請負契約上発注者に対し、自己の費用で復旧すべき責めを負わない損害
- ■保険契約者、被保険者または工事現場責任者が事故発生前にすでに知り、もしくは重大な過失により知らなかった保険の対象の施工の欠陥に起因する事故によって生じた損害
- ■消耗、摩耗、腐食、侵食、劣化の損害およびこれらに起因してその部分に生じた損害

重要事項説明

1.個人情報の取扱いについて(Chubb損害保険株式会社)

弊社は、保険契約申込書等から得た個人情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した 医療情報等のセンシティブ情報を含みます。)の取扱いについて以下のとおりとさせていただきます。

なお、詳細については、弊社ホームページ(www.chubb.com/jp)をご覧ください。

- (1) 主な利用目的について
 - ① 弊社または弊社のグループ会社が取り扱う損害保険の案内、募集および販売
 - ② 上記 ①に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
 - ③ 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
 - ④ 適正な保険金・給付金の支払
 - ⑤ 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
 - ⑥ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務
- (2) 第三者への情報提供について

弊社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- ③ 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- ④ 弊社のグループ会社、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

2. 保険会社破綻時の取扱いについて(Chubb損害保険株式会社)

保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金や解約返れい金の支払金額が削減されることがあります。

引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。 この保険のご契約については、同機構によって、事故に関する保険金や解約返れい金が、下記の割合によって補償されます。

保険金支払い	解約返れい金
破綻後3ヶ月間は、保険金を全額支払(補償割合100%) 3ヶ月経過後は、補償割合80%	補償割合80%

[※]補償対象(個人·小規模法人等)

3.補償制度について

本保険制度は、木耐協あんしん倶楽部を保険契約者、加入会員を被保険者、引受保険会社をChubb損害保険株式会社、とする団体保険(建設工事総括契約、賠償責任保険(企業用)建設プロ総合賠償責任拡張補償特約(基本プラン用)付帯)です。

4.事故が起こったとき

事故が発生した場合には、直ちに取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

※このご案内は、2018年12月現在木耐協あんしん倶楽部総合補償制度の概要を説明しています。
詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

【取扱代理店】

エイム株式会社

〒332-0002 埼玉県川口市弥平2-30-3 エイムウイングビル TEL:048-224-8160 FAX:048-224-8180

Chubb損害保険株式会社(チャブ保険) 北関東支店

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7-5 ソニックシティビル www.chubb.com/jp

L1910013

06

↑ 木耐協あんしん倶楽部

福利厚生サービスのご案内



~ビジネスやレジャーに、多彩なサービスメニューをご用意~

国内&海外パッケージツアー



提携旅行代理店がお取扱いする国内&海外 パッケージツアーが会員割引補助でご利用 いただけます。

#15 国内&海外旅行



エイチ・アイ・エスの国内&海外旅行商品 が会員割引となります。

国内宿泊施設



全国の提携シティホテル・リゾートホテル が最大70%の会員割引でご利用いただけ

国内&海外レンタカー



国内&海外の提携レンタカーが最大55%の 会員割引でご利用いただけます。

C

主なご優待サービスメニュー

会員の皆様のくらしを快適にする 多彩なご優待サービスメニューを ご用意いたしました。

出張プラン



提携旅行代理店がお取扱いする出張プラン や直前の出張にもお役に立つ国内航空券の ご優待サービスをご利用いただけます。

シネマ

UNITED CINEPLEX



ユナイテッド・シネマ/シネプレックス全国共 通映画鑑賞券が会員割引料金でご購入いた だけます。

カラオケルーム



カラオケ館のルーム料金が30%の会員 割引でご利用いただけます。

家事代行



ベアーズなどがご提供する各種家事代行 を会員割引でご利用いただけます。

多彩なメニューをご用意いたしております。

リビング キッズ&ベイビ スキルアップ ブライダル シニアサポ-ビジネスサポー スポーツ

本倶楽部へのご加入後に配布される [CLUB SPASS特典利用パスポート] と 「サービスメニューパンフ」を利用することによって、上記のサービスを受ける ことができます。

CLUB SPASS特典利用パスポートは工務店の経営者・従業員・家族の皆様で 使用することができます。

> CLUB SPASS木耐協あんしん倶楽部会員専用 ウェブサイトでサービス内容の詳細とご利用方法 などをご確認いただけます。



本サービスは、Chubb損害保険の保険内容を説明したものではありません。



木耐協あんしん倶楽部 事務局

〒332-0002 埼玉県川口市弥平2-20-3 TEL:048-224-8316 FAX:048-224-8431 Eメール jimukyoku@mokutaikyo.com